

事業対象国における事業実施に係る留意事項

※各事業・区分に関し留意事項がある国のみ掲載しています。		
国名	事業・区分	留意事項
インド	案件化調査 ／普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インド政府関係者がODA関連で海外へ渡航（日本への渡航を含む）する際にはインド政府内の承認が必要となるが、案件化調査及び普及・実証・ビジネス化事業に係る同承認の取得は極めて困難であることから、本邦受入活動の実施は原則不可としています。 ・事業実施に際し、中央省庁及びその傘下機関をカウンターパート（以下、C/P）とすると、文書のやり取り等で年単位の時間を要することもあり、事業の円滑な実施が困難となる可能性が高いことから、C/Pは各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。
インドネシア	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・内資企業保護の観点等から、外資企業のビジネス展開には以下の規制等があるため、提案前に実情を理解し、調査内容やビジネスモデルを検討することが必要となります。 ■ 現地法人の設立等には、最低投資額 100 億ルピア（土地建物除く）が必要（事業分野によっては外資出資比率も定められているため、詳細は投資省やJETROのホームページを参照）。 ■ （2021年大統領令改正により）政府が調達を行う際は、インドネシア国内製品の調達が優先される。ただし、インドネシア国内で調達できない、または調達要件を満たさない製品・サービス、海外の借款・無償に係る調達等は優先対象から除外される。
	案件化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・機材を本邦へ持ち帰ることを前提とする調査においても、省庁によっては協議議事録への署名を求められる場合があります（協議議事録の注意事項については、以下の普及・実証・ビジネス化事業の項目を参照）。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・普及・実証・ビジネス化事業の協議議事録署名について、以下の理由によりインドネシア政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。 ■ 協議議事録については、大統領令により英語に加えてインドネシア語でも作成することが定められている（但し、同大統領令には、両言語の解釈に相違がある場合は英語を優

		<p>先するとの記載あり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 協議議事録では地方政府を単独で署名者とすることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要。 ■ 財務省規定により、C/P となる中央省庁との協議議事録の署名者は大臣もしくは大臣が署名権限を委譲した者とされており、内容の確認、合意形成に時間を要する可能性がある。そのため、(権限を移譲された) 地方政府の関与が必要となる案件を実施する場合は、地方政府、中央政府双方との調整、承諾が必要となり、協議議事録の調整に時間を要する。なお、国立大学、国営企業を署名者とすることも可能。 ■ 中央省庁のみが署名を行う場合であっても、一部省庁においては協議議事録署名に係る調整に時間を要する可能性がある。 <p>以上から、協議議事録署名まで 1 年以上を要する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部省庁においては、機材の引き渡しについても調整に困難を伴い、1年程度を要する場合もあるため留意が必要です。
キューバ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者がキューバに入国する場合、事前の査証取得が必要であり、必要な手続きに 1 カ月以上を要します。 ・資機材等の持込みや通関に際して、キューバ関係機関への申請手続き等が必要となり、特に通信機器、コンピューター機器については規制が厳しくなっています。業務従事者の派遣、機材の持込みについては、特に余裕を持った計画を提案願います。 ・米国による対キューバ経済制裁により、キューバとの商取引、機材の輸出入等に対し、米国政府が取引規制をかけているため留意が必要です。
スリランカ	案件化調査 (※) / 普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・政府関係機関 (実施機関、主管省庁、対外援助局) から協議議事録への署名を得るためには、以下の作業が必要となるため留意が必要です。 ■ 提案法人がアウトラインプロポーザル (英文による事業概要と製品・技術の説明を記入するもの) を作成し、事業の実施機関及びその主管省庁 (以下、C/P) の了承を得る。 ■ C/P から対外援助局 (External Resources Department、以下「ERD」) にアウトラインプロポー

		<p>ザルを提出し、協議議事録交渉を行うための了承を取り付ける（JICA スリランカ事務所にも ERD 宛書類のコピーを送付）。アウトラインプロポーザル提出から了承を得られるまでの期間の目安は 2 週間程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 提案法人が Project Submission Formats (PSF) を入手（提案法人と C/P で共同作成する。同時に協議議事録の協議を進める）。PSF のフォーマットは、国家計画局（Department of National Planning、以下「NPD」）のホームページから入手可能。 (http://www.npd.gov.lk/index.php/en/) ■ C/P が NPD に PSF を提出し、ERD 及び財務省から了承を取り付ける。PSF 提出から了承を得られるまでの期間の目安は 1 カ月。 ■ 了承を取り付けた後、スリランカ政府関係機関と協議議事録に署名する。 <p>以上から、協議議事録署名まで 3 カ月程度、場合によってはそれ以上を要する場合があります。</p> <p>※案件化調査において本邦受入活動を実施する場合は、スリランカ政府関係機関との協議議事録の署名が必要です。</p>
スーダン	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・スーダンは、過去に米国の経済制裁等を受けていた影響により、本邦からの外貨送金、本邦への逆送金に制約があります。現在、邦銀はスーダンの銀行と取引を行っていないため、第三国の中継銀行を経由して送金することになりますが、中継銀行のポリシーにより、スーダン宛ての送金が止められる（本邦へ返金される）ケースも散見されています。現地活動費については、渡航時に持参する等の対応を検討する必要があります。採択後、実施に係る詳細はJICAスーダン事務所までお問い合わせください。 ・首都（ハルツーム）以外の郊外立ち入りには政府が発行する移動許可証が必要となり、取得に 2~4 週間程度を要します。地方渡航を予定する場合は、スケジュールに余裕をもって事前準備を実施願います。
タイ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・タイの財・サービス市場では流通分野も含め多くの地場系企業が参入しているため、日本企業のタイ市場参入にあたっては、それら地場企業との競合が見込まれます。そのため、本支援事業の業務完了報告書においては、地場企業を含む利害関係者（ステークホルダー）に関する分析や、地場企業と

		の競合及び協業の可能性についても記述願います。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録の C/P（署名機関）として、中央省庁に限らず国立大学、国立病院、国立研究機関、地方行政機関等の公的組織も広く対象になり得るため、調整に要する時間等を考慮の上、適切な C/P を選定することが重要です。 ・ 協議議事録の署名では、C/P との調整に半年～1 年以上を要するため留意が必要です。 ・ 協議議事録の作成時、C/P によっては英語に加えてタイ語での作成を求められる場合があります。
ドミニカ共和国	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。 ・ 実際の C/P とは別に、JICA が行うすべての事業は国際協力関連窓口である経済企画開発省（MEPyD）を通じて調整する取決めとなっているため、比較的早い段階でコンタクトをとることが推奨されます。
ネパール	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録署名について、以下の理由によりネパール政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地方政府が単独で協議議事録の署名者となることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要。 ・ 以上から、協議議事録署名まで 1 年以上を要する可能性があるため留意が必要です。
パキスタン	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業に係る現地業務を開始するにあたっては、援助窓口官庁である経済省（Economic Affairs Division : EAD）を通じて、連邦政府又は州政府関係機関（実施機関、主管省庁）から要請書を取り付ける必要があります。そのため、採択から契約までに通常3～4カ月程度を要するので留意が必要です（内容等により6カ月以上を要する場合もあり）。
パプアニューギニア	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を行うにあたっては、投資促進庁(IPA)に投資促進庁証明書を提出する必要があります。 ・ 投資促進法により自国民のみに認められている事業活動も存在するため、事前に投資促進庁に確認を行う必要があります。

		<p>す（詳細は、以下の PAPUA NEW GUINEA 投資ガイドブックを参照）。</p> <p>https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf</p>
バングラデシュ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年に発生したダッカ襲撃テロ事件以降、他国よりも条件の厳しい安全対策措置に則って活動いただいています。現地では十分な安全管理・対策〔例：チーム内の安全管理・緊急連絡体制の構築、指定ホテルへの宿泊、移動制限（日中に限る、車両移動に限る等）、地方出張の許可取得、GPS 携帯の携行、現場活動時の警察警護等〕を行い、警戒して活動を進めることが必要になるため、予め当該国に適用している JICA の安全対策措置を十分確認の上、活動を計画するようお願いいたします。
ブラジル	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/P との協議議事録等は、ポルトガル語での作成を必要とする場合があります。また、迅速な事業展開にあたっては、事業の全体像と双方の役割に係る十分な共通理解を得ることが重要です。 ・ 機材の輸入にあたっては、合計税率が 70～100%となる関税等の間接税が課税されるため、事業計画では同課税分も考慮した予算計上が必要となります。 ・ 高額機材の調達には法人登録番号（CNPJ）の取得が必須となり、同取得には数カ月～6 カ月程度を要します。外部人材としてブラジルで CNPJ を持つ現地パートナー企業を配置し、同企業を通じて機材調達を行うなど、機材調達を円滑に実施できる体制を整えた上で提案願います。
ベトナム	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の開始にあたっては、ベトナムの政令（Decree No.80/2020/ND-CP）に則った承認を得る必要があります。 ・ 具体的には、政府関係機関（提案事業の C/P）がその管轄機関（管轄省庁または活動地の地方人民委員会）に活動承認申請を行い、承認決定書を得る必要があります。 ・ C/P による活動承認申請には、事業実施に関する詳細情報を取り纏めたプロジェクトドキュメントや、C/P と JICA 間で署名した協議議事録のコピー等を含む書類が必要となります。これら書類の提出から承認決定書が得られるまで、最短で 20 営業日を要するとされていますが、C/P の対応や書類不備による差し戻し、審査関係機関数等により 2 カ月程度、場合によっては半年以上を要します。

ボリビア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦から持ち込む資機材を使用した普及・実証活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に10カ月程度（内容により1年以上）を要します。機材の輸入を含む提案の場合は、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。 ・商習慣や税制については、以下の「ボリビア投資ガイド（2020年3月）」を参照願います。 https://www.jica.go.jp/bolivia/ku57pq0000046d10-att/investment_guide_202003.pdf
マレーシア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協議議事録の相手国側署名者が中央政府となる場合、外国機関との覚書締結承認に係る法令上、閣議での了承を取ることが必要となり、案件開始以前に多大な時間と労力を要することが想定されるため、案件実施体制の構築においては留意が必要です。
南アフリカ共和国	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pとの協議議事録の署名には、数カ月～1年以上を要する場合がありますため、入念な事前協議を行い、事業の全体像と双方の役割について十分な共通理解を得ることが重要です。 ・薬剤や試薬及び医療機器の供与/販売においては、南アフリカ医療製品規制庁(SAHPRA : South African Health Products Regulatory Authority)への事前登録が必要となります。 ・凶悪犯罪が高水準で発生しているため、外務省海外安全情報を参考にし、事業実施エリアを検討願います。
ミャンマー	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマーを対象国として応募を検討される方は、現在の情勢を踏まえ、事前にJICAまでご相談願います。また、案件の応募に向けて、政府関係者との事前折衝を検討している場合は、コンタクトを開始する前にJICAまでご相談願います。
メキシコ	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成については、英語のみでの実施は一般的ではなく、スペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。 ・機材譲与を伴う提案の場合、協議議事録の内容について連邦政府機関と合意するまで長時間を要する傾向にあります。事業開始直後から、C/Pの法務部等と機材譲与に係る具体的な手続きを事前に確認しておくことが推奨されます。 ・C/Pを連邦政府機関とする場合、譲与に関する承認手続きに長時間を要することが想定されるため、機材に関しては譲与ではなく借料で対応することも併せて検討願います。

ここに留意事項を記載していない国も含め、C/Pによっては、協議議事録の署名に長時間を要する可能性があるため、事前にC/Pと具体的な署名プロセスについて協議を進めておくことを推奨します。

上記の国に限らず、応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。